

はしがき

本書を執筆するにあたり、入手可能な内容証明に関する書籍をすべて読み漁りました。どの書籍も内容的に素晴らしいのですが、これまで内容証明を1通も作成したことがない人が、ストレスなく内容証明を作成できるのかと考えると、正直難しいだろうと思わざるを得ませんでした。

私達弁護士は、日常的に内容証明を作成して送付しています。手紙を書くよりも頻繁に、そしてスムーズに内容証明を作成しています。とはいっても、最初からスラスラと内容証明を書くことができたわけではありません。弁護士になりたての時には、内容証明に関する文献を読み漁り、見よう見まねで内容証明案を作成し、これを先輩弁護士に修正箇所で真っ赤になるくらい訂正されることを繰り返し、徐々に体得したものです。

とはいっても、多くの方々は、内容証明を受け取ることも作成することも、ほとんど経験したことがないと思います。内容証明に記載する内容は、同じトラブルが世の中に存在しないことから明らかのように、それこそ無限にあり、すべての事案を網羅する書籍を作成することは事実上不可能です。しかし、内容証明の変更例を多く記載することにより、世の中に存在する数多くの事案に書式集が近づくことは可能だと思います。

このような観点から、本書では法的な解説は最小限に留め、具体的な変更例をできる限り盛り込むことにより、実務において役立つ書籍となるよう配慮しました。また、記載内容についても法的な観点から細心の注意を払い、頻繁に内容証明を作成する企業法務部の方でも利用できる内容に仕上げたつもりです。

本書を紛争解決の一助としていただけましたら、これ以上の幸せはありません。

執筆担当一同

・本書の活用法・

債権回収一般

CASE

1

資金の返還を請求する（返済日の定めがある場合）

甲野太郎さんに100万円を貸しましたが、甲野さんは、返済期限を過ぎても返してくれません。そこで、貸したお金を返すよう求めたいと思います。

通 知 書	
I	私は、貴殿に対し、令和〇年〇月〇日、金 100万円を、弁済期を令和〇年〇月〇日、 利息年〇%、遅延損害金年〇%との約定でお 貸し致しました。 しかしながら、貴殿は、弁済期である令和 〇年〇月〇日を経過しても、未だに返済をし ておられません。 つきましては、本書到達後1週間以内に、 上記貸金元本100万円、これに対する貸付 日の翌日から弁済期までの利息金〇〇円、及 び弁済期の翌日以降完済まで年〇%の割合に による遅延損害金を、後記振込口座までお支払 い下さい。 期限内にお振込みを頂けないときには、や むを得ず法的手続に移行することを念のため 申し添えます。 (振込口座) 〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇〇 オツノジロウ
II	東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 甲野太郎 殿 令和〇年〇月〇日 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 通知人 乙野次郎 印

Point
1

Point
2

Point
3

- Point**
1. 貸付の内容を記載します（特に、金額と弁済期の記載は必要です）。
 2. 弁済期を経過したことを明示します。
 3. 振込口座の記載を忘れないようにしましょう。

Point

効果的な内容証明を作成するためのポイントを示しています。作成にあたっては、ここに挙げる内容がきちんと盛り込まれているかをチェックしてみてください。

書換例掲載部分

「作成のテクニック」として、この部分の書換例を示しています。ご自分の事案により近い内容証明を作成するために、適宜参照してください。この項では、こんな例を掲載しました。

➡ 弁済のない場合の対応の記載

・やわらかい表現にする場合・

なお、本書と行き違いに既にお支払済みの場合は、ご容赦下さい。

もし、一括での支払いが困難な場合は、速やかに通知人に連絡の上、誠意ある弁済案をお示し下さい。

・厳しい表現にする場合・

万一、貴殿において、上記期限内に上記金額のお支払いを頂けない場合は、直ちに訴訟等の法的手段を講じる予定ですので、予めご承知おき下さい。

目 次

第1部 内容証明の基本事項

■ 内容証明のメリット・デメリット	2
■ 内容証明を利用すべき場合・利用すべきでない場合	8
■ 内容証明が届いたら…	18
■ 内容証明の書き方	26
■ 内容証明の郵送方法	40
■ 電子内容証明サービス	47

第2部 内容証明の書き方

第1章 債権回収に関する内容証明

(債権回収一般)

CASE 1 貸金の返還を請求する（返済日の定めがある場合）	58
CASE 2 貸金の返還を請求する（返済期限を定めていない場合）	60
CASE 3 借主の相続人に貸金の返済を請求する	62
CASE 4 【回答】相続放棄を理由に被相続人への貸金の返済を拒絶する	66
CASE 5 滞納されている分割金の支払いを求める	68
CASE 6 【回答】消滅時効を主張して債権者からの請求を拒絶する	72
CASE 7 【再通知】時効更新を理由として履行を請求する	74
CASE 8 【回答】弁護士に債務整理を委任した旨通知する	77
CASE 9 所持人が裏書人に対し約束手形の不渡りを通知する	79
CASE 10 裏書人が直前の裏書人に対して手形の不渡りを通知する	82

CASE 11	手形所持人が裏書人に対して遡求する	86
CASE 12	飲食店がツケの支払いを請求する	90
CASE 13	本人と連帯保証人に対して代金を請求する	92
CASE 14	リース代金の支払いを請求する	96
CASE 15	患者に対して治療費の支払いを請求する	100
CASE 16	債権譲渡の通知を送付する	103
CASE 17	相殺を通知する(貸付金と買掛金の相殺)	106
CASE 18	債権を放棄する	109
(保証)		
CASE 19	連帯保証人に対して債務の履行を請求する	111
CASE 20	保証人に対して保証意思を確認する	115
CASE 21	【回答】連帯保証人が保証意思のない旨を通知する	118
CASE 22	【回答】連帯保証人が保証契約の不存在を主張する	120
CASE 23	連帯保証人が主債務者に求償する	122
CASE 24	【回答】連帯保証人が主債務の消滅時効を主張する	124
CASE 25	【回答】連帯保証人が分割払いを求める	126
(担保)		
CASE 26	抵当権の消滅請求を行うことを通知する	128
CASE 27	抵当権消滅請求拒否を債務者に通知する	131
CASE 28	根抵当権設定者が根抵当権者に元本確定を請求する	135
CASE 29	根抵当権設定者が根抵当権の極度額の減額を請求する	138
CASE 30	質権設定者が債権質設定を第三債務者に通知する	142
CASE 31	譲渡担保権者が譲渡担保権を実行して債権の回収を図る	145
CASE 32	【回答】不動産の売主が留置権行使する	148

第 2 章 クーリングオフに関する内容証明

(訪問販売)

CASE 1	訪問販売に関してクーリングオフをする	158
--------	--------------------	-----

(電話勧誘販売)	
CASE 2 電話勧誘販売に関してクーリングオフをする	161
(連鎖販売取引)	
CASE 3 マルチ商法に関してクーリングオフをする	164
(特定継続的役務提供)	
CASE 4 エステの契約に関してクーリングオフをする	167
CASE 5 英会話教室の契約に関してクーリングオフをする	170
(割賦販売)	
CASE 6 クレジット契約に関してクーリングオフをする	173
(預託等取引契約)	
CASE 7 現物まがい商法に関してクーリングオフをする	176
(宅地建物取引)	
CASE 8 宅地建物取引に関してクーリングオフをする	179
(ゴルフ会員権契約)	
CASE 9 ゴルフ会員権契約に関してクーリングオフをする	182
(投資顧問契約)	
CASE 10 投資顧問契約に関してクーリングオフをする	185
(保険契約)	
CASE 11 保険契約に関してクーリングオフをする	188

第 3 章 消費者保護に関する内容証明

(消費者契約法)	
CASE 1 不実告知を理由に契約を取り消す	198
CASE 2 断定的判断の提供があったことを理由に契約を取り消す	201
CASE 3 不利益事実の不告知を理由に契約を取り消す	204
CASE 4 不退去を理由に契約を取り消す	208
CASE 5 退去妨害を理由に契約を取り消す	211
(割賦販売法)	
CASE 6 カード会社への割賦販売代金の支払いを拒絶する	214

(民 法)

CASE 7	商品の欠陥を理由に契約を解除する	218
CASE 8	欠陥商品について修理または交換を請求する	221
CASE 9	未成年者がした契約を取り消す	223
CASE 10	【回答】未成年者であることを理由とする契約取消を拒否する	226

CASE 11	成年被後見人がした契約を取り消す	229
---------	------------------	-----

(製造物責任法)

CASE 12	商品の欠陥によって生じた損害の賠償を請求する	232
---------	------------------------	-----

(利息制限法)

CASE 13	貸金業者に対し過払金の返還を請求する	235
---------	--------------------	-----

CASE 14	貸金業者に対して債務不存在の確認を求める	238
---------	----------------------	-----

第 4 章 売買等に関する内容証明

(動産売買)

CASE 1	購入した商品の引渡しを請求する	246
--------	-----------------	-----

CASE 2	商品の引渡し請求と引渡しがない場合の契約解除通知を同時にする	248
--------	--------------------------------	-----

CASE 3	【回答】代金の未払いを理由に商品の引渡しを拒む	251
--------	-------------------------	-----

CASE 4	売買代金の支払いを請求する	253
--------	---------------	-----

CASE 5	【回答】商品の不引渡しを理由に売買代金請求を拒絶する	257
--------	----------------------------	-----

CASE 6	詐欺を理由として売買契約を取り消す	259
--------	-------------------	-----

CASE 7	強迫を理由として売買契約を取り消す	262
--------	-------------------	-----

CASE 8	錯誤を理由として契約を取り消す	265
--------	-----------------	-----

CASE 9	売買の対象が他人の所有物であったことを理由に契約解除する	268
--------	------------------------------	-----

CASE 10	購入した商品に欠陥があったため責任を問う	270
---------	----------------------	-----

(不動産売買)

CASE 11	不動産の売買における売買代金の請求をする	272
---------	----------------------	-----

CASE 12	売買契約解除後に抹消登記手続請求をする	275
CASE 13	移転登記に必要な書類の引渡しを求める	277
CASE 14	不動産売買契約に従って不動産の引渡しを請求する	280
CASE 15	手付金を放棄して不動産売買契約を解除する	283
CASE 16	手付倍返しによる契約解除をする	286
CASE 17	詐欺を理由に契約を取り消す	289
CASE 18	土地の面積が契約書の記載と異なることから代金の減額を求める	292
CASE 19	他人の権利が設定されていたために不動産売買契約を解除する	295
CASE 20	契約不適合責任を根拠に損害賠償請求する	298

第 5 章 請負契約に関する内容証明

(請負契約)

CASE 1	請負代金を請求する	308
CASE 2	完成目的物の引渡しを請求する	311
CASE 3	【回答】完成目的物の引渡しを拒否する	314
CASE 4	完成目的物の欠陥を理由に修補工事を請求する	317
CASE 5	依頼どおりの工事を行うよう請負人に求める	321
CASE 6	【回答】要求を受けた追加工事について協議を申し入れる	324

(契約解除)

CASE 7	納期遅延を理由に請負契約の解除を求める	326
CASE 8	【回答】納期延長の合意があったとして遅延を理由とする解除を争う	329
CASE 9	代金未払いを理由に請負契約の解除を求める	331
CASE 10	注文者が自己都合により請負契約を解除する	335
CASE 11	【回答】請負契約を解除した注文者に対し損害賠償を請求する	338

第 6 章 貸貸借に関する内容証明

(賃料)

CASE 1	滞納賃料の支払いを請求する	352
CASE 2	【再通知】滞納賃料支払いの催告後、賃料滞納を理由に契約を解除する	356
CASE 3	【回答】賃料滞納を謝罪し契約継続を申し入れる	359
CASE 4	賃料の増額を請求する	362
CASE 5	【回答】賃料増額請求を拒否する	365
CASE 6	【再通知】賃料増額請求を拒否した借主による供託金を受領する	367

CASE 7	賃料の減額を請求する	369
CASE 8	【回答】賃料減額請求を拒否する	372

(迷惑行為)

CASE 9	貸主が借主に不正使用の禁止を通知する	375
CASE 10	貸主が借主に騒音を発する行為をやめるよう通知する	378
CASE 11	隣室の騒音について借主が貸主に改善を要求する	382

(解約)

CASE 12	貸主が期間の定めのない借家契約の解約申入れをする	386
CASE 13	【回答】借主が期間の定めのない借家契約の解約申入れを拒否する	390
CASE 14	借主が期間の定めのない借家契約の解約申入れをする	392
CASE 15	借主が期間の定めのある借家契約の特約に基づく解約申入れをする	395

(契約更新)

CASE 16	貸主が期間の定めのある借家契約につき期間満了前に更新拒絶する	399
CASE 17	【回答】期間の定めのある借家契約の期間満了前の更新拒絶に対して更新を求める	403

CASE 18	【再通知】期間満了前に更新拒絶した後、期間満了を理由に明渡請求する	405
CASE 19	借地契約につき借主が期間満了前に更新を請求する	408
CASE 20	【回答】借地契約の更新請求に対して貸主が異議を述べる	411
CASE 21	期間満了後の土地使用継続に対して異議を述べる	413
CASE 22	【回答】貸主による異議に対して借主が更新を求める	417
CASE 23	借地契約の期間満了前に更新料を請求する	419
CASE 24	借地契約の終了時に建物買取請求をする	422
(修繕・増改築)		
CASE 25	建物の修繕を請求する	425
CASE 26	【回答】建物の修繕請求を拒絶する	428
CASE 27	建物の修繕費用を請求する	430
CASE 28	建物の有益費償還請求をする	434
CASE 29	造作買取請求をする	438
CASE 30	【回答】造作買取請求を拒絶する	441
CASE 31	【再通知】造作買取請求の拒絶に対して抗議する	443
CASE 32	増改築工事の許可を求める	445
CASE 33	無断増改築工事の停止・撤去を申し入れる	447
CASE 34	【再通知】無断増改築停止に応じないことを理由に借家契約を解除する	451
(借地契約)		
CASE 35	借地契約期間を超えて存続する建物を新築する旨を通知する	454
CASE 36	【回答】借地契約期間を超えて存続する建物を新築することに抗議する	458
CASE 37	借地条件の変更を申し入れる	460
CASE 38	【回答】借地条件変更の申入れを拒絶する	464
(敷 金)		
CASE 39	敷金の返還を請求する	466
CASE 40	【回答】敷金返還請求に対し原状回復費用への充当を通知する	469

(譲渡・転貸)

CASE 41	賃借権譲渡・転貸の承認を請求する	471
CASE 42	【回答】賃借権譲渡・転貸の承認請求に対して承諾する	473
CASE 43	【回答】賃借権譲渡・転貸の承認請求に対して拒絶する	475
CASE 44	無断賃借権譲渡・転貸を理由に契約を解除する	477
CASE 45	【回答】無断転貸などの誤解に対して一時的な使用だと説明する	481
CASE 46	借地権譲渡の拒絶に対して建物買取請求をする	483

(貸主の交替)

CASE 47	貸主の交替を通知する	485
CASE 48	死亡した貸主の相続人に今後の賃料の支払いについて問い合わせ せる	488

第 7 章 日常生活に関する内容証明

(損害賠償請求)

CASE 1	交通事故の物的損害の賠償を加害者に請求する	498
CASE 2	交通事故の人的損害の賠償を加害者に請求する	502
CASE 3	【回答】交通事故の損害賠償請求を拒絶する	506
CASE 4	運行供用者に対し交通事故の損害賠償を請求する	508
CASE 5	示談後に生じた後遺障害についての損害賠償を請求する	512
CASE 6	医療過誤による損害賠償を請求する	515
CASE 7	暴行等による治療費・慰謝料を請求する	519
CASE 8	【回答】暴行等を行ったとして治療費・慰謝料を請求されたが 拒否する	522
CASE 9	飼い犬により受けた負傷について治療費等を請求する	525
CASE 10	名誉毀損に対する慰謝料を請求する	529
CASE 11	失火による火災について損害賠償を請求する	532
CASE 12	【回答】失火による火災の損害賠償請求を拒否する	536
CASE 13	旅行会社に対し損害賠償を請求する	538
CASE 14	宅配便業者に対し損害賠償を請求する	541

CASE 15	土地工作物による事故について損害賠償を請求する	544
CASE 16	私立学校での事故について損害賠償を請求する	548
CASE 17	国道での事故について損害賠償を請求する	552
CASE 18	河川での転落事故について損害賠償を請求する	556
CASE 19	公園での遊具使用中の事故について損害賠償を請求する	559
(近隣紛争)		
CASE 20	越境建造物等について撤去を要求する	562
CASE 21	【回答】越境建造物の撤去を請求されたが拒否する	565
CASE 22	通行地役権を主張する	567
CASE 23	公道に至るための他の土地の通行権を主張する	571
CASE 24	境界に関する測量のため隣地を使用する旨通知する	574
CASE 25	竹木の枝の切除を主張する	576
CASE 26	継続的給付を受けるため隣地に設備を設置することを伝える	579
CASE 27	隣家の騒音に対して抗議する	582
CASE 28	マンション建築に対する計画変更を要求する	584

第 8 章 マンション管理に関する内容証明

(管 理 費)

CASE 1	マンション管理組合が組合員に対して滞納管理費を請求する	590
CASE 2	マンション管理組合が買受人に対して前所有者の滞納管理費を請求する	592

(規 約)

CASE 3	マンション管理組合が組合員に対して規約違反を理由に使用中止を求める	595
--------	-----------------------------------	-----

(管理会社)

CASE 4	マンション管理組合が管理会社に対して契約の履行を求める	598
CASE 5	マンション管理組合が管理会社に対して契約解除を通知する	600

(組合理事)

CASE 6	マンション管理組合が前理事長に対して横領金の返還を求める	602
--------	------------------------------	-----

CASE 7	組合員がマンション管理組合の理事選任の無効を主張する	606
CASE 8	組合員がマンション管理組合に対して臨時総会の招集を請求する	608
(共用部分)		
CASE 9	組合員がマンション管理組合に対して配水管修理費用を請求する	610
(建 替)		
CASE 10	マンション建替えに反対した組合員に対して建替えに参加するか否か回答を求める	612
CASE 11	建替えに反対する組合員に対して当該組合員の区分所有権の売渡しを求める	614

第 9 章 親族に関する内容証明

(婚 約)

CASE 1	婚約破棄を理由に結納金の返還を求める	624
CASE 2	婚約破棄を理由に損害賠償請求をする	626

(内縁関係)

CASE 3	内縁関係の解消を通知する	629
--------	--------------	-----

(夫 婦)

CASE 4	妻が夫に対し生活費の支払いを求める	632
CASE 5	妻が夫に協議離婚を申し入れる	635
CASE 6	離婚に応じる条件として財産分与を求める	638
CASE 7	浮気相手に対して交際中止および慰謝料を求める	640

(子 供)

CASE 8	子供の認知を請求する	642
CASE 9	子供との面会を求める	644
CASE 10	別れた夫に子供を引き渡すよう求める	646
CASE 11	養育費の支払いを請求する	649
CASE 12	離婚した相手に子供の養育費の増額を求める	652

(親 子)

- CASE 13 親が子供に生活費の援助を求める 654

第 10 章 相続に関する内容証明

(遺産分割)

- CASE 1 他の相続人に対し遺産分割協議を申し入れる 662
CASE 2 遺産分割が詐害行為に当たるとしてその取消しを求める 664
CASE 3 【回答】詐害行為を理由とする遺産分割協議の取消要求を拒絶する 668
CASE 4 遺言の無効を主張して遺産の返還を求める 672
CASE 5 【回答】遺言無効を理由とする遺産返還要求を拒絶する 675
CASE 6 遺産目録の提示を求める 678
CASE 7 分割が済んでいない遺産の処分差止めを請求する 680

(遺留分侵害額請求)

- CASE 8 他の相続人に対し遺留分侵害額請求をする 683

(相続回復請求)

- CASE 9 相続分を侵害した者に対して相続回復の請求をする 687

(負担付遺贈)

- CASE 10 負担付遺贈を受けた者に負担義務の履行を求める 690

(相続廃除)

- CASE 11 特定の推定相続人に対して相続廃除の警告をする 693

(相続人への請求)

- CASE 12 借主の相続人に対し貸金の返還を請求する 695

- CASE 13 相続人に対して不動産登記名義の移転を求める 697

第 11 章 商取引に関する内容証明

(委任契約)

- CASE 1 委任事務処理の状況報告を求める 706

CASE 2	【回答】委任事務処理の進捗状況を報告する	708
CASE 3	委任契約による報酬を請求する	711
CASE 4	委任契約を解除する	714
CASE 5	委任契約を中途終了された場合に報酬を請求する	716
(FC 契約)		
CASE 6	加盟店がフランチャイズ契約を解除する	720
CASE 7	【回答】フランチャイザーの義務違反はないと回答する	724
CASE 8	本部がフランチャイズ契約を解除する	728
CASE 9	本部が元加盟店の競業行為に対し警告する	732
CASE 10	【回答】競業禁止義務違反との主張に反論する	735
(秘密保持契約)		
CASE 11	秘密漏えい行為に対して警告を行う	738
CASE 12	【回答】秘密漏えい行為はないと主張する	742
(売買基本契約)		
CASE 13	商取引における基本契約の更新を拒絶する	746
CASE 14	【回答】継続的取引契約の解約に対し、取引継続を通知する	750

第 12 章 会社経営に関する内容証明

(株 式)		
CASE 1	株式の譲渡承認を請求する	762
CASE 2	【回答】会社が株式譲渡を承認する	764
CASE 3	【回答】会社が株式譲渡を不承認とする	766
CASE 4	事業譲渡に反対した株主が会社に株式買取を請求する	770
(株主総会)		
CASE 5	株主総会の招集を請求する	772
CASE 6	株主総会の議題を提案する	776
(帳簿閲覧請求)		
CASE 7	株主が帳簿閲覧請求権行使する	778
CASE 8	【回答】株主からの帳簿閲覧請求を拒否する	780

(取締役)

CASE 9	株主が取締役の行為の差止めを請求する	782
CASE 10	会社が取締役に対して損害賠償を請求する	784
CASE 11	第三者が取締役に対して損害賠償を請求する	786
CASE 12	株主が会社に取締役の責任追及訴訟提起を求める	789
CASE 13	【回答】株主からの責任追及訴訟提起請求を拒否する	792
CASE 14	取締役を辞任する	795

第13章 人事労務に関する内容証明（会社側）

(採用)

CASE 1	採用内定者の内定を取り消す	806
CASE 2	【回答】内定を取り消した会社に対して撤回を求める	808

(試用期間)

CASE 3	試用期間中の従業員を解雇する	810
--------	----------------	-----

(身元保証人)

CASE 4	身元保証人に損害賠償請求のおそれがある旨通知する	812
CASE 5	【回答】身元保証人が身元保証契約を解除する	815

(出向・転勤)

CASE 6	会社が従業員に対して出向命令を出す	818
CASE 7	【回答】出向命令を受けた従業員が会社に対して抗議する	820
CASE 8	会社が従業員に対して配転命令を出す	822
CASE 9	【回答】配転命令を受けた従業員が会社に対して抗議する	824

(懲戒)

CASE 10	従業員に対して戒告処分を通知する	826
CASE 11	従業員に対して出勤停止処分を通知する	829
CASE 12	従業員に対して減給処分を通知する	831
CASE 13	従業員に対して降格処分を通知する	833

(休職)

CASE 14	休職期間を満了した従業員に退職通知を送付する	835
---------	------------------------	-----

(解雇)	
CASE 15 会社が従業員を整理解雇する	837
CASE 16 【回答】整理解雇を通告された従業員が会社に対して抗議する	839
CASE 17 配転命令の拒否を理由に従業員を解雇する	842
CASE 18 【回答】配転命令違反を理由とする解雇に対して抗議する	844
CASE 19 無断欠勤を理由に従業員を解雇する	846
CASE 20 就業規則違反を理由に従業員を解雇する	848
CASE 21 不正行為のあった従業員を懲戒解雇する	851
CASE 22 【回答】懲戒解雇通知を受けた従業員が会社に抗議する	854
CASE 23 不正行為のあった従業員を諭旨解雇する	857
(雇止め)	
CASE 24 有期雇用の従業員に対して雇止めを通知する	859
CASE 25 【回答】従業員が会社の雇止めに対して抗議する	862
(社宅)	
CASE 26 会社が従業員に対して社宅の明渡しを請求する	865

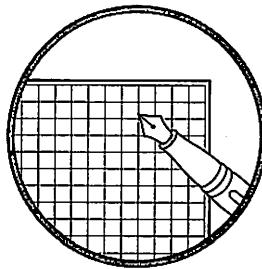
第 14 章 人事労務に関する内容証明（労働者側）

(残業手当)	
CASE 1 従業員が会社に対して残業手当を請求する	872
(解雇予告手当)	
CASE 2 元従業員が会社に対して解雇予告手当を請求する	876
(退職金)	
CASE 3 退職した会社に対して退職金を請求する	878
CASE 4 【回答】退職金請求に対して退職金を支払わない旨を回答する	880
(損害賠償)	
CASE 5 遺族が会社に対して過労死した者の損害賠償を請求する	882
CASE 6 業務中負傷した従業員が会社に損害賠償を請求する	886

(セクハラ)		
CASE 7	上司のセクハラについて会社に改善を求める	890
CASE 8	【回答】従業員からのセクハラ改善要求に対し回答する	893
(パワハラ)		
CASE 9	上司のパワハラについて会社に改善を求める	895
CASE 10	【回答】従業員からのパワハラ改善要求に対し回答する	897

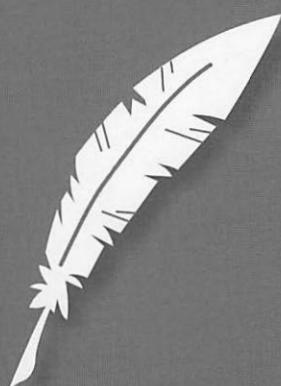
第 15 章 知的財産等に関する内容証明

(特許権)		
CASE 1	特許権侵害に対して警告する	906
CASE 2	【回答】特許権侵害との警告に反論する	910
(著作権)		
CASE 3	著作権侵害に対して警告する	913
CASE 4	【回答】著作権侵害との警告に反論する	917
(商標権)		
CASE 5	商標権侵害に対して警告する	920
CASE 6	【回答】商標権侵害との警告に反論する	924
(実用新案権)		
CASE 7	実用新案権侵害に対して警告する	927
CASE 8	【回答】実用新案権侵害との警告に反論する	931
(ソフト)		
CASE 9	ソフトの違法コピーに対して警告する	934
CASE 10	【回答】ソフトの違法コピーとの警告に反論する	938
(キャラクター権)		
CASE 11	キャラクター権侵害に対して警告する	941
CASE 12	【回答】キャラクター権侵害との警告に反論する	945
(類似商号)		
CASE 13	類似商号に対して警告する	948
CASE 14	【回答】類似商号との警告に反論する	950



第 1 部

内容証明の基本事項



内容証明の メリット・デメリット

内容証明を出すことを検討する前に、まずは内容証明のメリットとデメリットについて理解しておきましょう。

内容証明のメリット

- ① 通知の内容を後日証明することができる
- ② 配達の事実、配達日を証明することができる
- ③ 相手方に心理的プレッシャーを与えることができる

内容証明のデメリット

- ① 形式に制約がある
- ② 費用がかさむ
- ③ 書類の同封ができない

■ 内容証明のメリット

▶ 通知の内容を後日証明することができる

内容証明で通知書を送ると、どのような内容の通知を相手方に送ったのか、後日証明することができます。

たとえば、Aさんに、「貸した金を返してほしい」という内容の通知を送るとなります。あなたは、この通知を普通郵便で送りました。しかし、Aさんから一向に連絡がないので、後日、「何も連絡をよこさないはどういうことだ。早く金を返してもらいたい」と電話をかけました。この時Aさんが、「通知は届いたけれども、金を返せだなんて、そんな内容じゃなかったですよ。通知書はもう捨てちゃいましたけど」と言ったらどうなるか。あなたは「そんなわけはないだろう」と言うでしょうが、結局のところ、どのような通知がAさんに送られたのかはわからないのですから、水掛け論となってしまいます。

これが内容証明で送っていたとしたら、どうなるでしょう。Aさんが「そんな内容の通知じゃなかったですよ。通知書はもう捨てちゃいましたけど」と言っても、あなたは、「そんなわけないです。私もお送りしたのと同じものを持ってますし、何なら、郵便局にも通知書を保管してもらってますから、取り寄せましょうか」と切り返すことができます。

内容証明を郵送する際には、同一の証明書が合計3通作成され、差出人が1通、郵便局が1通、受取人が1通をそれぞれ保管することになります。そのため、受取人が「通知の内容はそのようなものでなかった」とごまかそうとしても、反論を行うことができるのです。この『内容の証明ができる』という点が、内容証明の最大の特徴であり、メリットであるといえるでしょう。

▶ 配達の事実、配達日を証明することができる

これは厳密には内容証明の効果ではないのですが、内容証明を送る場

合には、一般的に同時に配達証明というサービス（320円必要）も利用します。これにより、配達の事実、配達日を証明することができるという効果が生じます。

配達証明を用いると、受取人に内容証明が届いた時に、郵便物等配達証明書というハガキが差出人のもとに発送されます。通常であれば、受取人に到達した日の翌日くらいに、差出人のもとに、『令和〇年〇月〇日に受取人のもとに配達された』旨が記載された郵便物等配達証明書が届きます。この郵便物等配達証明書により、受取人が「郵便物など届いていない」と反論してきた際に、「そんなことはありません。郵便物等配達証明書もあるし、令和〇年〇月〇日に間違いなく届いてますよ」と切り返すことができます。

この配達日の証明という効果と、前述した内容の立証という効果を組み合わせると、差出人の側で、『〇〇さんに令和〇年〇月〇日に〇〇という内容の通知が届いたこと』を立証することができるようになります。

〈郵便物等配達証明書〉

郵便物等配達証明書	
受取人の 氏名	様
お問い合わせ番号	■-06-■91-2号
上記の郵便物等は、 <u>23</u> 年 <u>1</u> 月 <u>25</u> 日に 配達しましたので、これを証明します。	
郵便事業株式会社 前橋支店	
2023年1月25日	
2023年1月25日	

す。通常、内容証明で郵送する通知書は、重要な内容の書面であることが多いため、配達日の証明と内容の証明の双方が必要となると思います。内容証明で郵送する際には、必ず配達証明を付けるようにしましょう。郵便物等配達証明書は、先に送った内容証明と一緒に大切に保管しておいてください。

なお、内容証明は一般書留郵便として郵送されますので、万が一、配達証明サービスを付けずに内容証明を郵送してしまっても、送付日から1年以内に発送時の受領証（発送時にもらいます）を交付して一定の金額（440円）を支払えば、発送後であっても郵便物等配達証明書を受領することができます。

▶相手方に心理的プレッシャーを与えることができる

内容の証明と配達日の証明ができるという点が、内容証明の代表的な効果であり、普通郵便による通知書と異なっている点といえます。言い換れば、『受取人にどのような内容の書面がいつ届いたのか』ということを差出人が後日証明できること以外、内容証明は普通郵便による通知書と変わりません。

それにもかかわらず、内容証明が日常的に用いられる郵送方法ではないこと、また、「内容証明」という名称が物々しい印象を与えることから、「記載された内容が真実であると公的に認められた書面」と誤解をしてしまう人が、以前はかなりいました。そのため、内容証明が届いただけでパニックになり、慌てて請求された金銭を支払うということもありました。このように以前は、内容証明を用いることにより、相手方に心理的プレッシャーを与えることができたのです。

もっとも、最近では内容証明はさほど珍しいものではなくなり、上記内容証明に関する誤解も徐々に解けている状態にあります。そのため、心理的プレッシャーを与えることを目的とした内容証明の効果は、近年では薄れつつあるといえるでしょう。

② 内容証明のデメリット

▶ 形式に制約がある

内容証明には、1行20字以内、1枚の用紙に26行以内、1枚当たり520文字以内という形式上の制約があります（電子内容証明の場合を除く）。その他、使用できる文字にも一定の制限があります。このような形式を満たしていないと郵送されません。

▶ 費用がかさむ

内容証明で郵送する場合には、普通郵便よりも高額な郵送費用がかかります。内容証明の枚数によっても料金が変化するため、あらかじめ郵便局に電話して確認するか、インターネットを通じて調べておいたほうがよいでしょう。

〈内容証明郵便を出すときにかかる料金〉

内容証明料金		
同文内容証明 以外のもの	謄本1枚	+440円
	1枚増すごとに	260円 増し
謄本閲覧	1回につき	+440円

一般書留	
(損害賠償額 10万円まで)	+435円

通常郵便料金	
定型 25 グラムまで	84円
定型 50 グラムまで	94円
配達証明料金	
差出しの際	+320円
差出し後	440円
速達で出すときの料金	
250 グラムまで	+260円

▶書類の同封ができない

一定の形式を満たした通知書以外の資料等を同封して郵送することはできません。そのため、内容証明の本文中で資料等の参照を行いたい場合には、別便で資料等を郵送することになります（この場合、別便にも配達証明を付けたほうがよいでしょう）。同様に、現金等を同封することもできませんので、この場合には別便の現金書留にて郵送しなければなりません。

内容証明を利用すべき場合・ 利用すべきでない場合

内容証明のメリットは、①内容の証明ができる点、②配達日の証明ができる点、③相手方に心理的プレッシャーを与えることができる点にあります。内容証明を利用すべき場合というのは、これらのメリットが発揮できる場合ということになります。

これらの効果が発揮できるのか、という観点から、内容証明を利用すべき場合・すべきでない場合をご説明します。

内容証明を利用すべき場合

- ① 債権譲渡を債務者に通知するとき
- ② 契約を解除するとき
- ③ 期限の利益を喪失させるとき
- ④ 時效を更新させるとき
- ⑤ クーリングオフをするとき
- ⑥ 訴訟の提起を考えているとき

内容証明を利用すべきでない場合

- ① 訴訟に持ち込みたくないとき
- ② 相手方に誠意があるとき
- ③ 当方に非があるとき
- ④ 今後も親しく付き合いたいとき
- ⑤ 相手方が倒産しそうなとき
- ⑥ 相手方が財産隠しを行いそうなとき

■ 内容証明を利用すべき場合

▶ 債権譲渡を債務者に通知するとき

債権を譲渡する際には、原則として、債務者に対し通知を送るか、債務者の承諾を得る必要があります。この場合に送る通知について、民法に以下のような規定があります。

(債権の譲渡の対抗要件)

第467条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）

は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

この「確定日付のある証書」とは、公証役場で日付のある印章を押してもらった証書なども該当しますが、一般的には内容証明郵便を意味しています。そのため、債権譲渡通知を行う場合には、一般的に内容証明で行うこととされています。

また、債権譲渡通知では、その通知の到達した日が、債権の帰属の優劣を決める重要な役割を果たすことになります。配達日の証明という意味においても、債権譲渡通知を行う場合には内容証明を利用すべきです。

▶ 契約を解除するとき

当事者間の契約を解除するときには、通常、内容証明が用いられます。これは、契約の解除が重要な法的効果を果たすこと、契約の解除の効果を巡り紛争が勃発する可能性が高いことを理由としています。

具体例として、賃貸借契約を解除するケースを考えてみましょう。家賃を滞納している賃借人に対して、憤慨した大家が「滞納家賃を1週間

以内に支払え、支払わなければ契約を解除する」という内容の通知を普通郵便によって行ったとします。しかし、これにもかかわらず、賃借人は何の返答もよこさず、相変わらず家賃滞納を続けたため、大家は堪忍袋の緒を切らし、訴訟に踏み切りました——「この賃貸借契約は、すでに送ってある通知によって解除されている」。この時、あろうことか賃借人が、「そんな通知は受け取ったことがありません。今初めて見ました」などと反論したとしましょう。この場合には、大家が、解除通知書を賃借人が受け取ったことを立証しなければなりません。しかし、通知書を普通郵便で送っていた場合、賃借人に「受け取っていない」と反論されてしまうと、大家の側で「賃借人は通知を受け取っている」ということを立証するのは、極めて困難です。結果として、大家が賃借人に解除通知が届いている事実を証明できなければ、大家が敗訴する可能性もあります。

一方、解除通知が内容証明によってなされていた場合、その後訴訟となつたとしても、「そんな通知は受け取ったことがありません」などと賃借人が反論するようなことは起きないでしょう。なぜなら、そのようなことを主張しても、大家の手元にある内容証明郵便と郵便物等配達証明書により、容易に嘘であることがバレてしまうからです。

▶期限の利益を喪失させるとき

『期限の利益』とは、期限が付されていることによって当事者が受けられる利益のことを意味しますが、一般的には、一括払いではなく分割払いが認められていることによる債務者側のメリットを意味します。たとえば、100万円を来月末に一括払いしなければならない場合と、来月末から毎月月末に10万円ずつ10回払いすればよい場合とでは、後者のほうが資金繰りに余裕ができます。この分割払いにより得られる利益のことを、法律用語では『期限の利益』と呼んでいます。

期限の利益を設ける場合には、「その支払いを怠り、通知による請求がなされても支払わない場合」などには期限の利益を喪失する内容の規

定をあわせて設けることが多く見られます。たとえば、毎月10万円の支払いが滞った場合に、「督促の通知がなされたにもかかわらず期限内に支払わなかったときには、残金一括払いとなる」という規定です。こうした規定のことを、期限の利益を喪失させる規定であることから、『期限の利益喪失規定』などと呼んでいます。

このように、「督促の通知がなされたにもかかわらず期限内に債務者が支払わなかったこと」が期限の利益の喪失条件だったとすると、後にこの通知がなされたのか否かが争いになることは容易に想像できます。契約解除の場合と同様に、この場合にも期限の利益を喪失させる通知を送ったことの立証責任は、債権者側にあると考えられています。そのため、債権者が督促の通知を内容証明で送っていなかった場合に、債務者に「そんな通知は受け取っていませんよ」と反論されてしまうと、債権者は非常に苦しい立場に陥ることになりかねません。こうした事態を防ぐために、期限の利益を喪失させる条件としての通知は、内容証明によって行うべきでしょう。

▶時効を更新させるとき

『時効の更新』とは、ある事由により時効期間の進行が止まることを意味します。時効が更新されると、その時点からまた新たに時効期間が開始されます。相手方に請求することも時効の更新事由なのですが（民法147条1項1号）、裁判上の請求（訴訟提起）などではない場合には、『催告』に該当するとして、その後6か月以内に裁判上の請求などをを行わないと時効更新の効力（時効の完成猶予）が生じないこととされています（同法150条1項）。時効の完成猶予の制度は、一般的には、訴訟の準備がまだできていないが時効完成間近の場合に、「相手方に催告を行い、6か月間は時効が完成しないようにしておいて、その間に訴訟提起を行う」ために用いられています。

仮に、この催告が普通郵便にて行われていたとしましょう。6か月間は時効が完成しないということを前提として訴訟準備を行い、いざ訴訟

提起してみたところ、相手方が「そんな通知を受け取ったことはありません。すでに消滅時効は完成しています」と反論したとしたら、目も当てられません。この場合も、「相手方に催告の通知書が届いていること」の立証責任は債権者に課されていますので、証明できなければ、消滅時効を理由に一撃で敗訴する可能性が高いといえるでしょう。

この時効の完成猶予の催告書の送付は、弁護士に相談する前段階として、当事者が自らの判断で行うことがしばしば見られます。債権が時効完成間際でなければ何も問題はないのですが、時効完成直前に当事者が催告を行っており、弁護士に相談した時点で時効期間が経過していた場合には、その当事者が行った催告が配達証明付きの内容証明によるものであるか否かは非常に重要な意味を有することとなります。仮に、当事者が行った催告が普通郵便でなされていた場合に、相手方がその通知を受け取っていないと反論してきたときには、弁護士であっても時間を遡ることはできないため対処のしようがなくなってしまうからです。

▶クーリングオフをするとき

訪問販売などには、一定の期間内であれば違約金などの請求を受けることなく、一方的な意思表示のみで申込みの撤回や契約の解除ができる、いわゆるクーリングオフという制度が認められています。この制度を利用するためには、原則として書面により契約の解除等の通知を行わなければならないとされています。

クーリングオフも一種の契約解除ですので、契約を解除する場合と同様、内容証明で通知を送るべきです。そうすることで、いざ訴訟となつたときに、「一定期間内にクーリングオフをする旨の意思表示をした」、「契約の解除等の通知を行つた」ことの証明をすることができます。

▶訴訟の提起を考えているとき

相手方に心理的プレッシャーを与えることを主目的として内容証明を

著者略歴

横張清威（弁護士・公認会計士）

平成 13 年、司法試験合格。平成 24 年、公認会計士試験合格。令和 3 年、弁護士法人トライデント共同設立。M&A、契約書、労働問題、会計税務などに精通し、弁護士・公認会計士の立場を通じて、一部上場企業をはじめとして多数の企業に法的アドバイスを提供している。著書・講演等多数。

大菅 剛（弁護士）

平成 16 年、司法試験合格。平成 18 年、弁護士登録。平成 24 年、みらい総合法律事務所パートナー就任。日常的に企業法務（契約書作成等）、不動産事件、労働問題、債権回収事件、音楽ビジネスの問題、相続事件、離婚事件を扱う。交通事故等の損害賠償事件、フランチャイズ問題、創業支援などに精通する。著作多数。

吉岡裕貴（弁護士）

平成 15 年東京大学法学部卒業、平成 18 年弁護士登録、平成 25 年みらい総合法律事務所パートナー就任。不動産問題、労働問題、コンプライアンスを中心に、各種事件の解決に精力的に取り組んでいる。著書（共著）として、『応用自在！契約書作成のテクニック』（日本法令）、『賃貸トラブル 交渉と解決法』（あさ出版）、『不動産賃貸トラブル Q & A』（不動産流通研究所）などがある。

小堀 優（弁護士）

平成 10 年、上智大学文学部史学科（日本近現代史専攻）卒業。平成 17 年司法試験合格。平成 25 年、みらい総合法律事務所パートナー就任。コンプライアンス、会社法、不動産に精通し、企業のコンプライアンス委員や社外監査役を務める。また、丁寧かつ明快な講義には定評があり、講演活動や大学での講義にも力を入れている。

辻角智之（弁護士）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、平成 19 年弁護士登録、平成 23 年みらい総合法律事務所パートナー就任。令和 3 年ひなた総合法律事務所を設立。企業の相談案件や訴訟案件に数多く携わり、企業のコンプライアンス、労働問題、不動産問題に精通し、社外役員を兼任する。テレビ出演、講演を行うほか、著書（共著）として『応用自在！契約書作成のテクニック』（日本法令）、『Q & Aでわかる民事執行の実務』（日本法令）などがある。

正田光孝（弁護士）

平成 14 年、一橋大学法学部卒業。平成 18 年、司法試験合格。平成 27 年、みらい総合法律事務所パートナー就任。令和 3 年、ひなた総合法律事務所を設立。取扱分野は企業法務、エンターテインメント法務など。著書（共著）に『応用自在！契約書作成のテクニック』（日本法令）、『契約審査のベストプラクティス』（レクシスネクシス・ジャパン）などがある。

田畠宏一（弁護士）

みらい総合法律事務所パートナー弁護士。平成 18 年、司法試験合格。平成 19 年、東京大学法学部卒業。企業法務、労働法、債権回収、不動産案件を得意とし、金融機関、弁護士会、司法書士会ほか、企業向けセミナー・研修多数。著書（共著）として、本書を含む「応用自在！」シリーズ（日本法令）のほか、『契約審査のベストプラクティス ビジネス・リスクに備える契約類型別の勘所』（レクシスネクシス）など。

西宮英彦（弁護士）

平成 11 年、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。（株）三井住友銀行での勤務の後、平成 20 年、法政大学法科大学院修了。同年、司法試験合格。平成 22 年、みらい総合法律事務所入所。主に労働法務、事業再生・倒産、交通事故、家事事件（親族・相続）などを扱う。『契約書作成のテクニック』（日本法令）、『ガイドブック民事保全の実務』（創耕舎）、『倒産手続選択ハンドブック』（ぎょうせい）など著書（共著）多数。